

25 日 獣 発 第 241 号

平成 25 年 12 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領」の 一部改正について

このことについて、平成 25 年 12 月 2 日付け 25 消安第 4179 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いたします。

このたびの通知は、現在、BSE (牛海綿状脳症) の我が国への侵入を防止するため、碎骨等の動物性加工たん白質は、原則として輸入を停止している一方、人や家畜に直接供されるものでないことから、いくつかの骨炭製造用の碎骨については、BSE 非発生源国原産の健康な家畜由来であることや適切に加工処理を行うこと等を条件として輸入を認めてきましたが、今般、顔料用骨炭製造用碎骨についても、一定の条件を満たせば、BSE の発生リスクを高めることはないということが確認できたことから、「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領」の一部を改正し、顔料用骨炭製造用碎骨の輸入を認めることとしたことについて、本会会員に了知と周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第4179号  
平成25年12月2日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領  
の一部改正について

現在、BSEの我が国への侵入を防止するため、碎骨等の動物性加工たん白質については、原則として輸入を停止しています。ただし、碎骨であっても精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び釉薬用骨炭製造用のものについては、人や家畜に直接供されるものではないことから、BSE非発生国原産の健康な家畜由来であることや適切に加工処理を行うこと等を条件として輸入を認めているところです。

今般、顔料用骨炭製造用碎骨についても、一定の条件を満たせばBSEリスクを高めることはないということが確認できたことから、動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、顔料用骨炭製造用碎骨の輸入を認めることとしましたので、御了知願います。



○ 動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検査実施要領（平成17年8月12日付け17消安第2891号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検査実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>全ての国及び地域</u>から我が国に輸入される動物性加工たん白のうち、次に掲げるものについては、動物検査所における輸入検査証明書の発行を停止するものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白質については、動物検査所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検査証明書を発行することができる。 (1)～(5) (略) (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白質であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検査実施細則に規定する要件を満たすもの ア (略) イ 碎骨（<u>精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、<u>釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用</u></u>のものに限る。）</p>	<p>動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検査実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>すべての国及び地域</u>から我が国に輸入される動物性加工たん白のうち、次に掲げるものについては、動物検査所における輸入検査証明書の発行を停止するものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白質については、動物検査所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検査証明書を発行することができる。 (1)～(5) (略) (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白質であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検査実施細則に規定する要件を満たすもの ア (略) イ 碎骨（<u>精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用又は釉薬用骨炭製造用</u>のものに限る。）</p>

ウ (略)  
(7)・(8) (略)

別添

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検査実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用に限る。以下同じ。）及び骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用に限る。以下同じ。）に係る輸入検査証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 (略)

2 砕骨

(1) (略)

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア～ウ (略)

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭、釉薬用骨炭又は顔料用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

(3)・(4) (略)

(5) 製造された骨炭の確認事項

ア (2)において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用、釉薬用又は顔料用として使用される場所であることを確認すること。

ウ (略)  
(7)・(8) (略)

別添

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検査実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用又は釉薬用骨炭製造用に限る。以下同じ。）及び骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用に限る。以下同じ。）に係る輸入検査証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 (略)

2 砕骨

(1) (略)

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア～ウ (略)

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭又は釉薬用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

(3)・(4) (略)

(5) 製造された骨炭の確認事項

ア (2)において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用又は釉薬用として使用される場所であることを確認すること。

イ～オ (略)

カ 釉薬用又は顔料用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 (略)

イ～オ (略)

カ 釉薬用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 (略)

## 動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領

- 1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白質の安全性が確認されるまでの間、動物性加工たん白質の輸入検疫に関する暫定的な取扱いを定めるものとする。
- 2 全ての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白質のうち、次に掲げるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。
  - (1) 飼料（飼料添加物を含む。以下同じ。）及び肥料に供される動物性加工たん白質であって、次に掲げるもの
    - ① 骨粉（碎骨並びに Steamed bone grist、Steamed bone grain 等蒸製骨粉（Steamed bone meal）とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。）
    - ② 肉粉
    - ③ 肉骨粉
    - ④ 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品（医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。）
    - ⑤ 皮粉
    - ⑥ 羽毛粉
    - ⑦ 蹄粉
    - ⑧ 角粉
    - ⑨ 臓器粉
    - ⑩ 加水分解たん白質
    - ⑪ 魚粉
    - ⑫ 動物性油脂
    - ⑬ 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）
    - ⑭ 獣脂かす
    - ⑮ 第二リン酸カルシウム
    - ⑯ ゼラチン
    - ⑰ コラーゲン
    - ⑱ オセイン
  - (2) (1) の①から⑱までを成分とした飼料・肥料となる可能性があるもの
- 3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白質については、動物検疫所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができる。

- (1) 骨粉のうち、1,000℃以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (2) 魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質を使用していないことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (3) 動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が0.15%以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (4) 第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (5) ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨(尾椎を除く。)が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理(石灰漬)、ろ過及び138℃以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白質であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの
  - ア 消火剤用蒸製蹄角粉
  - イ 砕骨(精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用のものに限る。)
  - ウ 骨炭(精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。)
- (7) (1) から(6)までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白質のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの
- (8) ペットフードのうち、家畜用飼料として転用される可能性のないもの

別添

## 消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、碎骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉葉用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用のものに限る。以下同じ。）及び骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。以下同じ。）に係る輸入検疫証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

### 1 消火剤用蒸製蹄角粉

#### (1) 検査証明書の添付

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、別紙1に定めるBSE発生国等以外の国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる蹄及び角は、特定部位（反すう動物の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、脊柱（骨、背根神経節等の構成部分）及び回腸遠位部（盲腸接続部より2メートルの部分）をいう。以下同じ。）による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、別紙2に定めるOIE（国際獣疫事務局）の基準（国際動物衛生規約11.5.19.）と同程度の基準を満たす加熱処理を行ったものであること。

#### (2) 輸入検査及び加工処理について

ア 当該品の輸入検査及び加工処理を行う場所（以下「検査加工処理場」という。）は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該品は消火剤用蛋白系気泡剤として加工処理されることを確認すること。

#### (3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者（検査加工処理場責任者を含む。以下同じ。）から、当該品の加工計画等を提出させること。

#### (4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。



イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

## 2 碎骨

### (1) 検査証明書の添付

法第37条第1項の規定に基づき、輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

### (2) 輸入検査及び加工処理について

ア 検査加工処理場は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理施設については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該検査加工処理場において、当該品が700～800℃で8時間以上の炭化処理がなされることを確認すること。

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭、釉薬用骨炭又は顔料用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

### (3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の加工計画、製造後の出荷記録等を提出させること。

### (4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

### (5) 製造された骨炭の確認事項

ア (2)において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用、釉薬用又は顔料用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用のものは、家庭用浄水器用ろ過材用として使用されないことを確認すること。

ウ 当該場所の管理者から、骨炭の使用記録等を提出させること。

エ 精糖用のものの使用後、再利用される目的で約500℃で3時間以上で加熱処理する際に生じる残さについては、飼料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所

の管理者から、処分に関する記録簿等を提出させること。ただし、肥料用の用途に供する場合はこの限りではない。

オ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないように焼却処分し、又は産業廃棄物若しくは一般廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録等を提出させること。

カ 釉薬用又は顔料用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

### 3 骨炭

#### (1) 検査証明書の添付

輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、700～800℃で8時間以上の炭化処理がされたものであること。

#### (2) 使用場所について

ア 当該品を使用する場所は、当該品が精糖用又は浄水ろ過材用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用骨炭は、家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないことを確認すること。

#### (3) 使用記録等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の使用計画、使用記録等を提出させること。

#### (4) 残さの処理

ア 精糖用のものの残さの処理については、2の(5)のエに準じて処理すること。

イ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、2の(5)のオに準じて処理すること。

別紙 1

以下の URL に示す国

<http://www.maff.go.jp/aqs/english/news/bse.html>

OIE国際動物衛生規約

肉骨粉中の牛海綿状脳症の感染性を弱める処理法

11.5.19. 項

反すう動物由来のたん白質を含む肉骨粉の生産において伝達性海綿状脳症因子の感染性を弱めるには、以下の処理法を用いるべきである。

1. 生材料については、加熱処理を行う前に粒子の大きさが最大50 mmになるまで縮小させること。
2. 生材料については、湿熱133℃以上の温度で、20分、3気圧の加熱処理を行うこと。

OIE International Animal Health Code

**Procedures for the reduction of BSE infectivity in meat-and-bone meal**

Article 11.5.19.

The following procedure should be used to reduce the infectivity of any transmissible spongiform encephalopathy agents which may be present during the production of *meat-and-bone meal* containing ruminant proteins.

1. The raw material should be reduced to a maximum particle size of 50 mm before heating.
2. The raw material should be heated under saturated steam conditions to a temperature of not less than 133℃ for a minimum of 20 minutes at an absolute pressure of 3 bar.